

(新規) チェックリスト

指定店申請

- 排水設備指定工事店指定申請書
- 誓約書
- 住民票(外国人登録済証明書)
- 履歴書
- 身分証明書
- 登記事項証明書
- 定款の写し
- 店舗の位置図
- 店舗の屋内外の写真
- 店舗付近の見取り図
- 専属する責任技術者の雇用関係を証する書類（保険証等）
- 専属する責任技術者の責任技術者証の写し
- 所有機材調書及び写真
- 納税証明書(個人・法人)

技術者登録申請

- 排水設備工事責任技術者登録申請書
- 誓約書
- 住民票
- 責任技術者証の写し
- 履歴書
- 身分証明書
- 責任技術者証(7号様式)
- 写真(縦3cm横2.5cm)2枚

第1号様式(第3条関係)

蕪崎市排水設備指定工事店指定申請書

平成 年 月 日

(あて先) 蕪崎市長

申請者 住 所 (所在地)

氏 名 (商号及び代表者氏名)

_____ (印)

電 話 () _____

蕪崎市下水道条例第6条の2の規程により蕪崎市排水設備指定工事店の指定を申請します。

責任技術者氏名		登録番号	第 号
責任技術者氏名		登録番号	第 号
責任技術者氏名		登録番号	第 号
責任技術者氏名		登録番号	第 号
責任技術者氏名		登録番号	第 号
添 付 書 類	1. 蕪崎市下水道条例第6条の3第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 2. 法人にあっては、定款及び登記事項証明書、個人にあっては、その住民票の写し又は登録原票記載事項証明書 3. 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図 4. 専属することとなる責任技術者の責任技術者証の写し 5. 蕪崎市下水道排水設備指定工事店規則第6条に規定する機械器具を有することを証する書類		

誓 約 書

韮崎市下水道条例第6条の3第1項第4号アからエまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者 住 所

氏 名

⑩

韮崎市長 横内 公明 殿

経 歴 書

氏 名 葦崎 太郎
生年月日 昭和20年11月11日
本 籍 山梨県葦崎市水神一丁目1, 111番地
現住所 山梨県葦崎市水神一丁目3番1号
最終学歴 昭和42年3月××大学工学部土木工学科卒業
取得資格 昭和44年3月 2級土木施工管理技士合格
 平成 5年4月 下水道排水設備工事責任技術者合格
職 歴 昭和42年4月〇〇工業入社
 昭和47年2月同社退職
 昭和47年4月△△建設株式会社入社
 昭和60年1月△△建設株式会社取締役就任
 平成7年1月△△建設株式会社代表取締役就任
業務経歴
 平成7年 ××町公共下水道枝線管渠布設工事 主任技術者
 平成8年 〇〇市公共下水道枝線管渠布設工事 主任技術者
 平成9年 △△市公共下水道枝線管渠布設工事 主任技術者

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日
△△建設株式会社
葦崎 太郎

設備・器財所有調書

商号又は名称							
所在	〒						
事務所	面積	延べ m ²					
	様態	事務所専用・店舗住宅・その他 ()					
	所有	土地	自己所有・借地	建物	自己所有・借家		
事務用品	机・椅子 組 複写機 台 製図台 台 その他 ()						
倉庫	面積	延べ m ²					
	所有	土地	自己所有・借地	建物	自己所有・借家		
機械器具	排水設備用具		削岩機	台	カッター	台	
			ランマー	台	測量機器	式	
		配水管清掃用具	台				
		その他 ()					
運搬用車両等		トラック	台	ダンプ	台		
		ライトバン	台	軽自動車	台		
		乗用車	台				
その他器具	保安設備		工事表示板	基	工事予告板	基	
			警戒標識	基	バリケード	基	
		カラーコーン	個	照明灯	基		
		交通整理用具 (ロープ・合図灯) 式					
		その他 ()					
その他		写真機	台	路面復旧表示板	枚		
		施工掲示板	台				
		その他 ()					

注意事項

指定店の指定条件

1. 責任技術者が1名以上専属していること。
2. 工事の施工に必要な設備及び器財を有していること。
3. 本県内に店舗又は営業所があること。
4. 次のいずれも該当しないこと。
 - ① 工事業者(法人にあっては代表者)が禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者であって復権していない場合。
 - ② 工事業者(法人にあっては代表者)が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合。
 - ③ 指定工事店の指定を取り消されてから2年を経過していない場合。
 - ④ 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるにいたる相当の理由がある場合。
 - ⑤ 法人にあっては、その役員のうち①から④までのいずれかに該当する者がいる場合。
5. 4の③に該当する場合で、当該指定工事店が法人であるときは、その代表者は、4の③の期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

必要書類

1. 排水設備指定工事店指定申請書（別紙1号様式）
2. 添付書類
 - ① 個人 住民票（外国人の場合は外国人登録済証明書）、履歴書身分証明書
法人 商業登記簿謄本、定款の写し、代表者に関する住民票（外国人の場合は外国人登録済証明書）経歴書及び身分証明書
 - ② 店舗の平面図及び店舗の屋内外の写真並びに付近の見取図。
 - ③ 専属する責任技術者の雇用関係を証する書類。
 - ④ 専属する責任技術者の責任技術者証の写し。
 - ⑤ 所有器財調書及び写真

蕪崎市排水設備工事責任技術者登録申請書

平成 年 月 日

(あて先) 蕪崎市長

〒 ー

申請者 住 所 _____
氏 名 _____ ⑩
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
勤 務 先 _____
電 話 _____ (_____)

蕪崎市下水道条例第6条の6の規程により蕪崎市排水設備工事責任技術者の登録を申請します。

添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none">1. 住民票の写し又は登録原票記載事項証明書2. 蕪崎市下水道条例第6条の7第1項に規定する責任技術者認定試験に合格したことを証する書類。3. 蕪崎市下水道条例第6条の7第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書類。4. 申請者の顔写真2枚
---------	--

誓 約 書

蕪崎市下水道条例第6条の7第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者 住 所

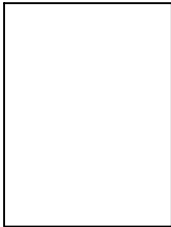
氏 名

⑩

蕪崎市長 横内 公明 殿

第7号様式（第10条関係）

（表）

蕪崎市排水設備工事責任技術者証		
住 所	山梨県	
氏 名		
生年月日	昭和	年 月 日生
上記の者は、蕪崎市排水設備工事責任技術者として登録されていることを証する。		
	登録番号	第 _____ 号
	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
		年 月 日
(写真)	蕪崎市長 横内 公明 ㊟	

（裏）

<注意事項>

1. 責任技術者は、排水設備等の新設等の工事に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職員の請求があったときは、これを提示しなければならない。
2. 責任技術者は、蕪崎市下水道条例第6条の7第3項の規程により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中これを返納しなければならない。
3. 責任技術者は、責任技術者証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、速やかに蕪崎市排水設備工事責任技術者証再交付申請書を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。
4. 責任技術者は、氏名、住所又は勤務先に異動があったとき（住居表示の実施等により変更があった場合を含む。）は、速やかに蕪崎市排水設備工事責任技術者異動届に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、市長に届け出なければならない。

<注意事項>

- 1 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 2 指定工事店は、韮崎市下水道条例第6条の12第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。また、同項の規定により指定の効力を一時停止されたときは、その期間中指定工事店証を返納しなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、速やかに韮崎市排水設備指定工事店証再交付申請書を市長に提出し、その再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、韮崎市下水道条例第6条の3第1項各号のいずれかに適合しなくなったとき、又は指定工事店としての営業を廃止しようとするときは韮崎市排水設備指定工事店指定辞退届を、指定工事店としての営業を休止しようとするときは韮崎市排水設備指定工事店営業休止届を、休止していた指定工事店としての営業を再開したときは韮崎市排水設備指定工事店営業再開届を、速やかに市長に提出しなければならない。